

＜ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い一覧＞

利用者	利用内容	利用するゴルフ場	提出書類	留意事項
①グリーンキーパー等	管理計画に基づいて、コースの維持管理のために利用する場合	所属ゴルフ場の利用に限る		「グリーンキーパー等」とは、グリーンキーパーの他に、コース維持管理業務に従事する当該ゴルフ場（※）の経営者、支配人、従業員をいう。 ※「当該ゴルフ場」とは、系列のゴルフ場や別企業は含まないが、コース維持管理業務に係る受託会社は含む。
②キャディーマスター等	キャディーの訓練教育のために利用する場合	同上		「キャディーマスター等」とは、キャディーマスターの他に、キャディーを訓練教育する当該ゴルフ場（※）の経営者、支配人、従業員をいう。 ※「当該ゴルフ場」とは、系列のゴルフ場や別企業は含まないが、キャディーの訓練教育に係る受託会社は含む。
③ゴルフ場所属の指導員	(1) 規定のレッスン料をとって利用者に技術指導する場合 (2) 自己の技術向上のために利用する場合	同上		「ゴルフ場所属の指導員」とは、当該ゴルフ場と雇用契約しており、報酬等の対価を得てゴルフ技術指導をすることを業とする者をいう。
④ゴルフ場所属の従業員	福利厚生計画に基づいて、従業員の慰安のために利用する場合	同上		下記の者の利用については、 <b>課税対象である。</b> ○食堂、売店、場内の清掃等を他社に委託している場合の当該職員（いわゆる当該ゴルフ場から、直接、報酬等の対価を得ていない委託会社の職員） ○ゴルフ場の経営者が当該ゴルフ場以外に経営する施設の従業員（いわゆる系列ゴルフ場及び系列会社の従業員）
⑤プロゴルファー	(1) 公式試合に参加する場合 (2) 公式試合の一連の行事として実施されるプロアマ戦に参加する場合 (3) 公式試合の指定練習日に利用する場合	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○実施要綱 ○参加者名簿 ○その他参考資料	○「プロゴルファー」とは資格認定機関たる公益社団法人日本プロゴルフ協会又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会がプロゴルファーとして認定した者、プロ宣言した者、報酬等の対価を得てゴルフ技術を指導することを業とする者等、アマチュア資格のない者をいう。 ○公式試合とは、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益社団法人日本プロゴルフ協会、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフツアー機構、中部ゴルフ連盟、三重県ゴルフ連盟等が主催、主管、公認又は後援等を行う競技会。 ○プロゴルファーのプライベートな利用(ゴルフ場の下見、指定練習日以外の練習、個人的なプレー等)や当該競技会に出場するアマチュアゴルファーの利用は課税対象である。
⑥招待客	新規披露又は開場記念の行事として、特定の日にゴルフ場から招待されて無料で利用する場合。但し、期間中に一般の利用者は利用できない。	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○案内状 ○利用計画書 ○参加者名簿 ○その他参考資料	○開場記念は5年又は10年周期ごとに開催されるものをいい、毎年行われるものは該当しない。 ○一切の経費をゴルフ場で負担し、招待客にその対価(祝儀、任意のものを除く)を求めないものであること。 ○招待客が特定されておりその名簿が作成されていること。 ○開催期間中、招待客以外は利用させないこと。
⑦三重県ゴルフ連盟及び中部ゴルフ連盟が主催する会議の出席者	会議開催期間に施設の状況を視察するために、無料で利用する場合	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○会の規約 ○出席者名簿 ○会費の内訳が分かる書類	○支配人会も含むものである。 ○三重県ゴルフ連盟の支部で開催する会議も含むものである。 ○「無料」とは、グリーンフィー等の非選択料金を徴さないことをいう。 ○オブザーバー等で参加する連盟に未加盟のゴルフ場出席者も含む。
⑧中部ゴルフ連盟コースレーティング査定委員	当該ゴルフ場のコース難易度を測定するための業務利用	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○査定申請書の写 ○査定員名簿 ○その他参考資料	数年に一度程度の業務となるが、原則として無料で業務利用。

\* ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）は、開催日前日までに届出書等を県税事務所に提出して下さい。また、届出の必要のないものについても、利用状況（利用年月日、利用事由、利用者名簿等）を記録し、保存して下さい。